

むつ市議会第264回定例会提案理由(2)

ただいま追加上程されました５議案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第３５号　むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度に係る情報提供、意向確認等を行うことにより、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するためのものです。

次に、議案第３６号　むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度が拡充されることに伴い、所要の条文整備をするためのものです。

次に、議案第３７号　むつ市特定公園の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の条文整理をするためのものです。

次に、議案第３８号　工事請負契約についてであります。本案は、仮団地橋架替工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

次に、議案第３９号　財産の取得についてであります。本案は、更新時期を迎えたこと及びシステム標準化に対応した機器とする必要があることから、住民情報システム用パソコン及び当該システムに統合されるパソコンを更新するためのものです。

以上をもちまして、追加上程されました５議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。次第であります。

むつ市議会第264回定例会議案（2）

目

次

議案第 3 5 号	むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 3 6 号	むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第 3 7 号	むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例の一部を改正する条例	13
議案第 3 8 号	工事請負契約について (仮団地橋架替工事)	15
議案第 3 9 号	財産の取得について (住民情報システム用パソコン)	17

議案第 35 号

むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正したいので、
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度に係る情報提供、意向確認等を行うことにより、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するためのものである。

むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年むつ市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、むつ市職員の育児休業等に関する条例（平成4年むつ市条例第1号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) むつ市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認す

るための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後のむつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 36 号

むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度が拡充されることに伴い、所要の条文整備をするためのものである。

むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

むつ市職員の育児休業等に関する条例（平成４年むつ市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第１７条第２号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に改め、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第１８条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１８条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

- (1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第１８条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の条例で定める時間）

第１８条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の条例で定める時間は、次の各号

に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

第19条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後のむつ市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 37 号

むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例の一部
を改正する条例

むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の条文整理をするためのものである。

むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例の一部
を改正する条例

むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例（平成 25
年むつ市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

工事請負契約について

仮団地橋架替工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

仮団地橋架替工事に係る工事請負契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 仮団地橋架替工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 299,200,000円
- 4 契約の相手方 むつ市大畑町本町252番地1
大畑振興建設株式会社
代表取締役 松 岡 千 智

議案第 39 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

更新時期を迎えたこと及びシステム標準化に対応した機器とする必要があることから、住民情報システム用パソコン及び当該システムに統合されるパソコンを更新するためのものである。

1 取得する財産
物品

品 名	数 量
住民情報システム用パソコン	1 式

2 契約の相手方 むつ市金谷一丁目9番25号
株式会社東京堂
代表取締役社長 内 田 征 吾

3 取 得 価 格 33,709,940円

4 取 得 の 目 的 住民情報システム用パソコン及び当該システムに統合される
パソコンを更新する。

5 契 約 の 方 法 指名競争入札

むつ市議会第264回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（2）

目

次

議案第 3 5 号	むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	5
議案第 3 6 号	むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	9
議案第 3 7 号	むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例の一部を改正する 条例新旧対照表	13

議案第 3 5 号参考資料

むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(介護休暇) 第 1 5 条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 1 8 条の 3 第 1 項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） （規則への委任） 第 1 8 条 （略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第 1 8 条の 2 任命権者は、むつ市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年むつ市条例第 1 号）第 2 1 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	(介護休暇) 第 1 5 条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 1 8 条の 2 第 1 項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） （規則への委任） 第 1 8 条 （略）

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) むつ市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状

況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 （略）

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の4 （略）

況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 （略）

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 （略）

議案第 36 号参考資料

むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第 17 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） (第 1 号部分休業の承認) 第 18 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第 17 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第 18 条 部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条におい

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当

て同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

<u>該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u>	
<u>第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年</u> <u>4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)</u>	
<u>第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の</u> <u>各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を</u> <u>乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u>	
<u>第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶</u> <u>者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条</u> <u>第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたこと</u> <u>により同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の</u> <u>始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じることとなったこととす</u> <u>る。</u>	
<u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u> <u>第19条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受け</u> <u>て勤務しない場合には、給与条例第12条第1項の規定にかかわらず、その</u> <u>勤務しない1時間につき、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たり</u> <u>の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額する。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2</u>	<u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u> <u>第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第</u> <u>12条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月</u> <u>額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除</u> <u>して得た額を減額する。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第20条 第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>

<u>項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。</u>	
--	--

議案第 3 7 号参考資料

むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(園路及び広場) 第 4 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（令第 1 1 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (5) (略)	(園路及び広場) 第 4 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（令第 1 1 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 2 1 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (5) (略)